

〔 〕 2003年漁業センサスの概要

1 漁業センサスの沿革

我が国漁業の基本構造の解明を目的として全国漁業者を対象とした全数調査は、昭和22年の「水産業基本調査」、昭和23年の「漁業権調査」があるが、「漁業センサス」という名称で実施されたのは、昭和24年3月の「第1次漁業センサス」が最初で、以後、昭和29年1月に「第2次漁業センサス」が実施された。「漁業センサス」という名称は用いなかったが昭和33年11月に「沿岸漁業臨時調査」が実施され、その調査以降「漁業センサス」は5年ごとに実施され、2003年漁業センサスは第11回目の実施に当たる。

2 調査の目的

2003年(第11次)漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としている。

3 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づいて行った。

4 調査の種類及び実施主体

調査の種類は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3種類からなり、そのうち、海面漁業調査の一部である漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査については都道府県が、その他の海面漁業調査（漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査）及び、内水面漁業地域調査及び、流通加工調査については、農林水産省の統計・情報センターが主体となり実施した。

5 調査の期日

平成15年11月1日

6 調査の系統

農林水産省 県 市 調査員

7 調査の方法

調査員による面接聞き取り調査及び一部自計申告（ただし、漁業経営体調査のうち経営組織が会社、官公庁、学校及び試験場については全項目自計申告）の方法で実施した。

8 調査事項

巻末の調査票様式のとおり。